

福岡市立老人福祉センター長生園の指定管理者の候補者の選定の概況

福岡市立老人福祉センター長生園の指定管理者については、下記のとおり候補者を選定しました。
なお、選定された候補者を指定管理者とする議案が議会で可決された場合には、同候補者が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

1 指定管理者の候補団体名

社会福祉法人 まごころ会

2 公募の概要

(1) 応募団体数

2団体

(2) 募集スケジュール

- ・募集要項配付期間 平成30年9月7日から10月1日まで
- ・申請受付期間 平成30年10月4日から10月11日まで
- ・選定・評価委員会 平成30年10月28日（プレゼンテーション審査・候補者の選考）

3 選考の概要

(1) 選定委員の構成

選定委員5名

- ・税理士 : 赤木 保之（九州北部税理士会）
- ・弁護士 : 岩城 和代（福岡県弁護士会）
- ・保健福祉審議会 : 小川 全夫（地域保健福祉専門分科会）
- ・保健福祉審議会 : 鳩野 洋子（健康づくり専門分科会）
- ・利用者 : 木内 潤子（福岡市老人クラブ連合会）

(2) 審査基準

審査基準	配点	審査の主な観点
A 市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	15点	・福岡市保健福祉総合計画の方向性と、センターの目的を理解している。 ・利用者である高齢者への理解や配慮をする取り組み姿勢や意欲がある。
B センターの効用を充分発揮させるとともに、経費の節減が図られること	35点	・利用者サービスの向上策を考えている。 ・高齢者ニーズを把握し、健康増進また積極的な社会参加促進につながる実現性の高い事業計画を考えている。 併せて「健康づくり」「就業・創業支援」に関する効果的な取り組みが提案されている。 ・経費節減のための工夫がなされている。
C センターの運営管理をするために必要な経済的基礎及び的確に遂行するために必要な能力が十分であること	40点	・経済的な安定性、信頼性がみられる。 ・管理運営に必要な職員の採用や配置、研修を計画している。 ・施設の維持管理の対応を考えている。 ・事故や災害時の対応を考えている。 ・個人情報保護と管理対策、苦情処理の対応を考えている。
D その他	10点	・他の施設や地域又は世代を超えた交流等への取り組み姿勢がみられる。 ・本市もしくは本市都市圏に事業所がある。 ・地場中小企業や障がい者・高齢者雇用への配慮がみられる。

(3) 選定結果

審査項目	配点	(評点) ※ 選定委員5名の平均点	
		社会福祉法人まごころ会	株式会社西日本介護サービス
A	15点	14.0点	12.6点
B	35点	26.8点	22.8点
C	40点	31.4点	28.0点
D	10点	9.4点	7.0点
合計	100点	81.6点	70.4点

(4) 選定の講評

上記の審査基準により選考した結果、社会福祉法人まごころ会を指定管理者の候補者として適格であると判断し、候補者となりました。

4 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

お問い合わせ先

保健福祉局 高齢社会部 高齢福祉課

担当：島田，井上

TEL：092-711-4881 FAX：092-733-5587